

山梨県公報

号外第十三号

令和三年

三月三十一日

水曜日

目次

教育委員会

- 山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………一
 - 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則……………一
 - 専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則……………一
 - 教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………二
- ### 人事委員会
- 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………二
 - 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………五

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「、少人数教育推進監」を削る。

第二十二條第二項中「施設管理監」の下に「、少人数教育推進監」を加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

規則

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則(昭和三十四年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校の項中「四十人(第一学年の児童で編制する学級にあっては、三十五人)」を「三十五人」に、「三十人又は三十五人」を「二十五人又は三十人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和七年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則第二条第一項の規定の適用については、同項の表小学校の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第九号。以下「改正法」という。))附則第二條第一項の規定により政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校においては、「二十五人又は三十人」とあるのは、「二十五人又は三十人(改正法附則第二條第一項の規定により政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校においては、「三十人又は三十五人」とする。

山梨県教育委員会規則第四号

専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

専門学校山梨県立農業大学校管理規則（平成十九年山梨県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
題名中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改める。

第一条中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に、「専門学校山梨県立農業大学校（以下「農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校（以下「農林大学校」に改める。

第三条の表養成科の項中「三十名」を「四十名」に、「六十名」を「八十名」に、「果樹学科及び園芸学科」を「果樹学科、園芸学科及び森林学科」に改める。
第四条中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（山梨県立学校管理規則の一部改正）

2 山梨県立学校管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改める。

（山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則）

3 山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和二年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「専門学校山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農林大学校」に改める。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

序 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 立 学 校
県 立 学 校

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 齊 木 邦 彦

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令
教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。
第四条第一号中「、少人数教育推進監」を削る。
第六条の表中学術文化財課の項を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県職員との給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「初任給調整手当」の下に、「寒冷地手当」を加える。

第五条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 寒冷地手当

別表第二の表5級の項一中「室長補佐」の下に、「推進監補佐」を加え、同表6級の項一中「政策調査監」を「感染症対策推進監、政策調査監、秘書監、広聴広報監」に、「ユニバレッジ推進監」を「ユニバ未来創造推進監、未来創造推進監、厚生管理監」に改め、「防災対策専門監」及び「大気水質指導監」を削り、「山岳安全対策監、文化財企画調整監」を「富士山保全企画監、富士登山対策監」に改め、「企業立地推進監」の下に、「地場産業振興監」を「指導検査監」の下に、「新技術推進監」を加え、「まちづくり推進企画監」を「都市企画監」に改め、同項3中「室長補佐」の下に、「推進監補佐」を加え、同項5中「、企画推進幹」を削り、「児童虐待対策幹」を「福祉指導幹、児童福祉指導幹」に改め、同表7級の項一中「政策調査監」を「感染症対策推進監、政策調査監、秘書監、広聴広報監」に改め、同表8級の項一中「、林務長」を削り、「出納局長」の下に、「感染症対策統轄官補」を加え、

同表9級の項1中「知事秘書監又は知事政策補佐官」を「知事政策補佐官又は地域ブランド統括官」に改め、同項2中「林務長又は出納局長」を「出納局長又は感染症対策統括官補」に改める。

別表第二口の表3級の項2中「センター長又は副センター長」を削る。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中
 「林務長」
 出納局長
 知事秘書監
 知事政策補佐官
 知事政策補佐官
 地域ブランド統

「出納局長」
 「知事政策補佐官」
 「知事政策補佐官」
 「地域ブランド統

「感染症対策推

「政策調査監」を

「秘書監」
 「広聴広報監」

「理事」を「理事」に、「政策調査監」を「秘書監」
 「感染症対策統括官補」に、「政策調査監」を「秘書監」
 「広聴広報監」

「防災対策専門監」を「観光推進監」に、「監査指導監」を「厚生管理監」
 「観光推進監」を「監査指導監」

「に、「指導検査監」を「地場産業振興監」に、「まちづくり推進企画監」を「都市」
 「に、「指導検査監」を「地場産業振興監」に、「まちづくり推進企画監」を「都市」

企画監」に、「リニアビジョン推進監」を「リニア未来創造推進監」に、「運航管理」
 「企画監」に、「リニアビジョン推進監」を「リニア未来創造推進監」に、「運航管理」

「山岳安全対策監」
 「文化財企画調整監」を「農政企画監」に改め
 「農政企画監」
 「富士山保全企画監」
 「富士登山対策監」
 「農政企画監」
 「新技術推進監」

「山岳安全対策監」
 「文化財企画調整監」を「農政企画監」に改め
 「農政企画監」
 「富士山保全企画監」
 「富士登山対策監」
 「農政企画監」
 「新技術推進監」

、同部東京事務所の項中
 次長
 六種（人事委員会が認める者にあつては五

次長	六種（人事委員会が認める者にあつては五
企画推進幹	七種（人事委員会が認める者にあつては六

「次長」
 「六種（人事委員会が認める者にあつては五種）」に改

め、同部あけぼの医療福祉センターの項中「センター長」を「副所長」に、「五種」
 を「六種（人事委員会が認める者にあつては五種）」に、「副センター長」を「福祉」
 指導幹」に改め、同部中央児童相談所の項及び都留児童相談所の項中「児童虐待対策」
 幹」を「児童福祉指導幹」に改め、同部富士・東部林務環境事務所の項中「四種」を
 「五種（人事委員会が認める者にあつては四種）」に改め、同部森林総合研究所の項

中「四種」を「五種」に、「三種」を「三種又は四種」に、

副所長	五種
特別研究員	六種

特別研究員
 六種
 に改め、同部博物館の項中
 副館長
 四種

副館長	四種
-----	----

副館長	四種
学芸幹	八種（人事委員会が認める者に

あつては七種」
 に改める。

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「初任給調整手当」の下に「、寒冷地手当」を加え、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

第五条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「へき地手当」を「へき地手当」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「へき地手当」を「へき地手当」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 寒冷地手当

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第三条 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「地域手当」の下に「、寒冷地手当」を加える。

第五条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 寒冷地手当

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表東京都の項中「八王子市」を「八王子市 府中市」に改め、同項の前に次のように加える。

埼玉県	さいたま市	三級地
-----	-------	-----

別表神奈川県を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第五号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「職員厚生課」を「感染症対策グループ、職員厚生課」に改め、「、健康増進課」を削る。

第五条第二項ただし書中「所長」の下に「及び子育て支援局の参事」を加え、同項の

表あけぼの医療福祉センターの項中 「センター長」を「副所長」に改める。
副センター長

第三十三条の見出し中「及び支給制限」を削る。

附則第三条第四項中「保健所の所長」を「第五条第二項ただし書に規定する職員」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「その他」を「で人事委員会の定めるものその他」に改め、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして人事委員会が定める者
第三条中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「林務長 出納局長 知事秘書監」を「出納局長 感染症対策統轄官補」に、「政策調査監」を「感染症対策推進監 政策調査監 秘書監 広聴広報監」に、「総括課長補佐」を「総括課長補佐 厚生管理監」に、「知事政策補佐官」を「知事政策補佐官 地域ブランド統括官」に、「一財産管理課一庁舎管理担当の課長補佐」を「一庁舎管理室一庁舎管理担当の室長補佐」に改め、同表教育委員会の項中「少人数教育推進監 働き方改革推進監」を「働き方改革推進監」に、「総務企画担当」を「総務栄典担当、教育高度化推進担当」に、「一義務教育課一人事管理監」を「一義務教育課一少人数教育推進監 人事管理監」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番